

南相馬市小高区復興拠点施設条例施行規則

平成30年9月28日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市小高区復興拠点施設条例(平成30年南相馬市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(各施設の開業時間)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める施設ごとの開業時間は、別表のとおりとする。

(利用許可申請)

第3条 条例第7条第1項の許可を受けようとする占有利用者等は、次の各号の定める施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に小高区復興拠点施設利用許可申請書兼利用料金減免申請書(様式第1号)を、条例第5条の休業日を除く日の午前9時から午後5時までに、指定管理者に提出しなければならない。

(1) 多世代交流施設・小高はらっぱ・イベント広場 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の6月前から前日まで。

(2) その他の施設 利用日の2月前から前日まで。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による提出期間の初日が、休業日に当たるときは、その日以降でその日が最も近い休業日でない日を初日とし、提出期間の最終日が、休業日に当たるときは、その日以前でその日に最も近い休業日でない日を当提出の期限とみなす。

(利用許可証の交付)

第4条 指定管理者は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、復興拠点施設利用許可証(様式第2号)を占有利用者等に交付するものとし、不適当と認めるときは、その旨を占有利用者等に通知するものとする。

(許可事項の変更等)

第5条 条例第7条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた占有利用者等は、利用許可事項の変更又は利用許可の取消しをしようとするときは、小高区復興拠点施設利用(変更・取消)申請書(様式第3号。以下「利用(変更・取消)申請書」という。)により、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による利用(変更・取消)申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用許可された事項の変更又は利用許可の取消しを承認するときは、小高区復興拠点施設利用(変更・取消)承認書(様式第4号)を占有利用者等に交付するものとし、承認しないときは、その旨を占有利用者等に通知するものとする。

3 前項の規定により、利用料金に不足が生じるときは、占有利用者等は当該不足分を直ちに納付しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、条例第9条第1項の規定により、利用の許可を取消し、又は利用を

制限し、若しくは停止するときは、小高区復興拠点施設利用（取消・制限・停止）決定書（様式第5号）により通知するものとする。

（物品販売等の許可の申請）

第7条 条例第10条の規定により、同条各号に掲げる行為の許可を受けようとする利用者は、小高区復興拠点施設物品販売等許可申請書（様式第6号。以下「物品販売等許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、小高区復興拠点施設物品販売等許可書（様式第7号）を交付し、許可しないときはその旨を利用者に通知するものとする。

（特別設備等の申請等）

第8条 占有利用者等は、条例第12条第1項の規定により、特別の設備等を設置しようとするときは、小高区復興拠点施設特別設備等設置許可申請書（様式第8号。以下「設置許可申請書」という。）により、指定管理者の承認を得た上で、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による設置許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請を許可するときは、小高区復興拠点施設特別設備等設置許可書（様式第9号）を利用業者等に交付するものとし、許可しないときは、その旨を占有利用者等に通知するものとする。

3 市長及び指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

（利用者の遵守事項）

第9条 復興拠点施設の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反すると認められるときは、利用を禁止し、又はその行為を停めるよう指示し、これに従わないときは退場を命ずることができる。

（損傷等の届出）

第10条 利用者は、施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（公募に明示する事項）

第11条 市長は、条例第16条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の公募を行うときは、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 復興拠点施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項
（指定申請書の提出等）

第12条 条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、指定管理者指定申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
（選定結果の通知）

第13条 市長は、条例第18条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

（協定書に定める事項）

第14条 条例第21条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 復興拠点施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（利用料金の減免及びその手続）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第27条により、それぞれ当該各号に定めるところにより条例別表に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき 全額
- (2) 市内に拠点のある法人及び団体、並びに市内に居住する個人が、復興拠点施設の目的に寄与すると市長が認める行事又は事業のために利用するとき 全額
- (3) 復興拠点施設の目的に寄与すると市長が認める行事又は事業のために利用するとき

利用料金の5割に相当する額

(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、第3条第1項の小高区復興拠点施設利用許可申請書兼利用料金減免申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還及びその手続)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第28条ただし書きにより、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を返還することができる。

(1) 指定管理者が公用又は公共用に供するため利用の許可を取り消すとき 全額

(2) 利用者の責めによらない理由により利用することができないとき 全額

(3) 事前に使用の取りやめについて文書で届出がある場合 次表に掲げる額

区分	返還額
使用日の前日までの場合	全額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、小高区復興拠点施設利用料金返還申請書(様式第11号)に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(市長の管理)

第17条 第3条から第6条、第8条から第10条、第15条、第16条及び様式第1号から様式第11号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が復興拠点施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第3条から第6条、第8条から第10条、第15条、第16条、様式第1号から様式第11号まで中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第3条第1項及び第2項並びに第4条から第6条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「指定管理者の承認を得た上で、市長に」とあるのは「市長に」と、同条第3項中「市長及び指定管理者は」とあるのは「市長は」と、第9条第2項、第10条、第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条第1項4号中「その他指定管理者」とあるのは「その他市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長の定める額」と、第15条第2項及び第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号から様式第5号及び様式第11号中「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

施設名称	開業時間
------	------

北1棟	午前9時から午後9時まで
北2棟	午前9時から午後9時まで
北3棟	午前9時から午後9時まで
南2棟	午前9時から午後9時まで
広場	午前9時から午後9時まで
駐車場	午前9時から午後9時まで
物品販売等施設	物品販売等施設については、入居する事業者等との協議により決定するものとする。

様式第1号（第3条、第15条関係）

第 号

小高区復興拠点施設利用許可申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者

申請者住所
 所属団体名
 代表者氏名
 連絡先 電話番号 —

次のとおり利用したいので申請します。

施設の名 称			
利 用 目 的			
利用者の人員等	人	入場料徴収の有無	有・無
利用月日及び時間	利 用 場 所	利用開始時間	金 額
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
原 符 番 号	納 入 月 日	・ ・	計 円
			減免後の利用料金 円

上記小高区復興拠点施設の利用について、次の理由により利用料金の減免を申請します。

利用料金減免の理由				
利用料金減免の判定	減 免 の 根 拠	減免率	減免金額	減免後の 利用料金
減 免 : 該 当 非 該 当	南相馬市小高区復興拠点施設条例施行規則第15条第1項第1号、第2号、第3号、第4号	100	円	円

様式第2号（第4条関係）

第 号

小高区復興拠点施設利用許可証

年 月 日

申請者住所

所属団体名

代表者氏名

連絡先電話番号 —

申請のありました小高区復興拠点施設の利用について、条件を付し許可します。

施設の名 称			
利 用 目 的			
利用者の人員等	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無
利用月日及び時間	利 用 場 所	利用開始時間	金 額
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
年 月 日 () (: ~ :)		:	円
原 符 番 号	納入月日	・ ・	計 円
			減免後の利用料金 円

許可条件

- 1 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用の許可を得ない施設及び物件を利用しないこと。
- 4 施設及びその附属物を損傷しないこと。
- 5 所定の場所以外で喫煙、飲食等又は火気を使用しないこと。
- 6 その他施設管理者の指示があった事項を守ること。
- 7 施設利用後は使用した設備や備品を利用前の状態に戻し、清掃をすること。

指定管理者

印

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

小高区復興拠点施設利用（変更・取消）申請書

指定管理者

申請者 住 所
団体等名
代表者名
電話番号

㊟

次のとおり小高区復興拠点施設の利用を（変更・取消）したいので、申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号			
利 用 施 設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（ ） 至： 年 月 日（ ） 時 分 時 分		
変 更 (取 消) の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 (取 消) の 理 由			
利 用 料 金			
既 納 利 用 料 金			
変 更 後 利 用 料 金			
差 引 利 用 料 金			
備 考			

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 利用許可書を添付してください。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

小高区復興拠点施設利用（変更・取消）承認書
様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった小高区復興拠点施設の利用の（変更・取消）については、次のとおり承認します。

申請年月日	年月日	許可年月日	年月日
許可番号			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（ ） 時 分 至： 年 月 日（ ） 時 分		
変更 （取消） の内容	変更前		
	変更後		
変更（取消）の理由			
利用料金			
既納利用料金			
変更後利用料金			
差引利用料金			
備考			

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

小高区復興拠点施設利用(取消・制限・停止)決定書

住所
氏名

指定管理者



次のとおり、小高区復興拠点施設の利用(取消・制限・停止)を決定します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至： 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
	自： 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至： 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
	自： 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至： 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
取消・制限・停止の理由			
利用料金	円		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

小高区復興拠点施設物品販売等許可申請書

南相馬市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、小高区復興拠点施設において物品販売等の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称			
利用施設名			
目的外利用の行為	利用日時	自： 年 月 日（曜日） 時 分 から 至： 年 月 日（曜日） 時 分 まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

備考 小高区復興拠点施設利用許可申請書兼利用料金減免申請書を添付してください。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

小高区復興拠点施設物品販売等許可書

住所
氏名

南相馬市長



年 月 日付けで申請のあった小高区復興拠点施設における物品販売等については、次のとおり許可します。

事業(催物)名称		
利用施設名		
目的外利用の行為	利用日時	自： 年 月 日(曜日) 時 分 から 至： 年 月 日(曜日) 時 分 まで
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
備考		

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

小高区復興拠点施設特別設備等設置許可申請書

南相馬市長

申請者 住 所
団体等名
代表者名
電話番号

㊞

次のとおり小高区復興拠点施設に特別の設備等を設置したいので、申請します。

利 用 施 設		
設 置 目 的		
特 別 設 備 等	設備等の名称	
	設 置 場 所	
	設 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	概 要 (数量・規模等)	

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 特別設備等の配置図、計画図等を添付してください。

------(以下、指定管理者記入)-----

上記の申請については、施設の管理運営上支障がないと認めるため、承認します。

年 月 日

指定管理者

㊞

[許可条件]

※許可に条件を付す場合は、その内容を記入すること。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

小高区復興拠点施設特別設備等設置許可書

様

南相馬市長

次のとおり小高区復興拠点施設に特別の設備等の設置を許可します。

利 用 施 設	
設 置 目 的	
特 別 設 備 等	設備等の名称
	設 置 場 所
	設 置 期 間
	概 要 (数量・規模等)
許 可 条 件	

様式第10号（第12条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

㊟

南相馬市小高区復興拠点施設条例第18条第1項の規定に基づき、同施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 自主事業計画書
- 3 管理に関する業務の収支予算書
- 4 登記事項証明書及び定款の写し（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 5 法人その他の団体の経営状況等を説明する書類（直近2年分の財務諸表）
- 6 市税の納税証明書又は未納がないことの証明書
- 7 宣誓書

様式第11号(第16条関係)

年 月 日

小高区復興拠点施設利用料金返還申請書

指定管理者

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、小高区復興拠点施設利用料金の返還を申請します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至： 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
	自： 年 月 日(曜日)	時 分 から	
至： 年 月 日(曜日)	時 分 まで		
変更(取消)の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利用料金			円
既納利用料金			円
変更後利用料金			円
返還額計			円
備 考			

- 1 小高区復興拠点施設利用許可証を添付してください。
- 2 太枠の中のみご記入願います。